

2020年2月28日

立教大学国際学術研究交流制度
2019年度「招へい研究員」報告書

1. 招へい概要

受入 教員	所属・職	経営学部・教授
	氏名	松井 泰則
受入学部・研究科・研究所		経営学部
招へい 研究員	所属・職	School of Accounting, Dongbei University of Finance and Economics 所属機関所在国：中国
	氏名	Chunshan Wang
招へい期間		2020年1月26日～2020年2月22日（28日間）
研究経費		532,430円

2. 滞在中の活動

来日および離日を含め、滞在中の活動を記入してください。全日程（毎日）記載する必要はありません。
講演会やセミナーなどを開催した場合はタイトル、会場、参加者数等を記載してください。

活動内容記入例) ○○ついて研究討議、共同研究、講演、講義、大学院生への研究指導等

* 「本学との学術協定（学部間・研究所等間を含む）の締結または既存協定の維持・強化に資する活動」を行った場合は、該当する活動内容に※を付してください。

年月日	活動内容
2020年1月26日	来日
2020年1月29日	研究会（15-17時）会場：松井研究室 タイトル：中国特有の簿記生成史 目的：中国会計の理解を深める 参加人数：5名（対象：大学教員および本学大学院生）

2020年1月31日	<p>研究会（15-17時）会場：松井研究室</p> <p>タイトル：中国会計制度の枠組みと企業会計基準の国際的収斂（IFRSとの関係から）</p> <p>目的：中国会計制度を正しく理解し、その方向性を明確にする</p> <p>参加人数：5名（対象：大学教員および本学大学院生）</p>
2020年2月1日	<p>研究・講演会（13-18時）会場：明治大学駿河台キャンパス14号館会議室A</p> <p>タイトル：中国における会計制度の新しい動き</p> <p>目的：中国における現代会計制度の現状と展望を的確に理解できるようにする</p> <p>参加人数：11名（対象：大学教員、大学院生、会計専門家）</p>
2020年2月15日	<p>研究会（17-19時）会場：松井研究室</p> <p>タイトル：日中の財務諸表の比較研究1：個別比較</p> <p>目的：中国の財務諸表に対する理解を深める</p> <p>参加人数：4名（対象：大学教員および本学大学院生）</p>
2020年2月17日	<p>研究会（17-19時）会場：松井研究室</p> <p>タイトル：日中の財務諸表の比較研究2：IFRSとの関連から</p> <p>目的：特にIFRSとの観点から中国の財務諸表読み解く分析力を高める</p> <p>参加人数：5名（対象：大学教員および本学大学院生）</p>
2020年2月19日	<p>研究会（17-19時）会場：松井研究室</p> <p>タイトル：日中会計教育の向上に向けた課題と今後の展望</p> <p>目的：会計教育の現状と課題を、特に中国のケースを取り上げる</p> <p>参加人数：6名（対象：大学教員および本学大学院生）</p>
2020年2月22日	帰国

3. 研究・交流状況および成果

上記に記載した活動について、具体的な研究・交流の内容および成果を、本学の学術研究、教育活動、国際交流の進展へ与える効果を含めて、記載してください。講演会やセミナーなどの参加者層（学生、大学院生、一般、教職員等）、会場の様子なども記載してください。

今回の招聘は、中国（大連）東北財経大学にて会計学の教鞭をとる王春山氏を立教大学に招聘し、本学の院生への研究指導ならびに日本の会計研究者との間での共同研究を深める目的で行われた。王春山氏は、日本の東北大学にて修士・博士を経ており、日本語が堪能であることから、研究会・講演会では通訳を通すことなくスムーズに行うことができ、専門性の高い議論・検討会を実現することができた。特に今回掲げたテーマは、中国会計制度ならびに会計教育の現状を理解するとともに、現代公表されている財務諸表の日中間の比較分析の特徴・ポイントを把握するとともに、国際化する会計基準の動向に対する中国の最新の動向について研究会を通じて理解を深めることができるなど非常に有意義な招聘機会を得ることができた。

招聘期間中の各研究会は4つのテーマにしたがって下記のように行うことで、学術交流の進展および大学院生にとっての国際的課題の究明という側面において大きな意義があった。以下、今回の招聘研究の研究・交流状況の概要（要旨）および成果について報告する。

1月29日に行われた研究会では、中国特有の簿記生成史を紹介してもらい、簿記会計の基礎理論を議論した。複式簿記が中世イタリアで誕生されたほか、17世紀頃に中国でも基本原理が同じような複式簿記がイタリアの影響を受けずに成立されたことを紹介した。イタリア式簿記の記録用語としての「借」「貸」と違い、中国式簿記は「収」「付」を記録用語としていた。中国式簿記も銀行業が盛んであった地方で銀行家の手から生まれた。

1月31日と2月1日の研究会では、中国会計制度の枠組み、中国企業会計基準の国際的収斂の動向、中国企業会計基準適用上の問題点、中国の『会計法』の修正および中国政府会計基準の特徴について発表が行われた。

中国では企業会計基準が国家の法律体系の一環となっている。中国の会計制度は会計法律、会計行政法規、会計規章という三つのレベルに分けられる。会計法律としては1985年に初めて『中華人民共和国会計法』が公布され、会計行政法規としては2000年に『企業財務会計報告条例』が公布された。企業会計基準及びその他の会計規範は会計規章に属している。21世紀に入ってから、中国政府が積極的に自国の企業会計基準を国内法の枠組みの中で国際的会計基準への収斂に努力しつづけている。その結果、2006年にはIASBによるIFRSを参考に『企業会計準則』を公表し、数年間のうちに大中型企業で適用されるようになった。2010年に中国政府は企業会計準則とIFRSの持続的コンバージェンスの方針を公表した。2012年に中国の『企業会計準則』は、EUによりIFRSと同等性があると認

められた。その後、2011年と2017年のIASBによるIFRSの2回大きな修正に対応して、中国は2014年と2017年に2回IFRSへのコンバージェンス作業をした。現在、中国の企業会計基準は基本基準1項目と個別会計基準42項目から構成されている。

IFRSを参考に作成された企業会計基準は中国で10年以上施行されてきた。これにより中国企業の財務報告の質と透明性を著しく引き上げた反面、操作困難の問題と利益操作の問題も指摘されている。中国は金融業が未発達で、ドルが基軸通貨の地位にある米国と違い、製造業大国として位置づけられる。企業が資産を購入または所持する目的は売るためではなく、事業用に用いることから、売却価格に基づく公正価値を使って事業用資産の価値を測定することはゴーイング・コンサーンという会計基礎に離れてしまう。IFRSの原則をいきなり全般的に導入してしまうことは、中国の会計士および経理人にとって、「公正価値」「将来キャッシュ・フロー」などに対する職業的判断を難しくし、これらの数値は中国の市場では獲得しにくいものになってしまう。また、IFRSは原則的なもので、詳細な適用指針がないため、実際の執行の中で利益操作のための悪用に利用されやすく、中国ではIFRSの原則を導入して以来、公正価値による測定、減損会計、研究開発費などの処理においては、利益粉飾のための不正会計処理が目立っている。

中国の政府部門の会計は2016年に至るまで、現金主義に基づく予算会計であった。そのような会計は政府所有の財産や政府運営の原価などを明らかにできず、政府の財産管理および運営成績にあまり役立たないので、先進国で採用されている発生主義会計の成功の経験に鑑みて、2015年に新たに『政府会計準則---基礎準則』が設定され、その後、2019年から現在まで棚卸資産・投資・有形固定資産・財務諸表の作成と揭示など10項目の具体準則を続々と公表されることに至っている。中国の新政府会計基準は、2014年にIPSASBが公表した『公共部門通用目的財務報告概念フレームワーク』の構成を参考にしたが、発生主義会計と予算会計の両方を適当に分離させながら関連させること、政府部門を主な政府会計報告の使用者としていること、「3+5」の取引要素体系を持っていること、取引について予算会計の仕訳と財務会計の仕訳を両方同時にすることなど、独自の特徴を有している。

2月15日と2月17日に行われた2回の研究会では、中国上場企業の代表的な財務諸表を取り上げ、日本の財務諸表と比較しながら中国財務諸表読解の注意点を指摘してもらい、日本と中国の財務諸表の相違点およびそれらをもたらす原因を議論した。この十数年間、中国会計基準はIFRSへ収斂したが、取引の認識と測定の規定がIFRSと同基準になっても、勘定分類およびその名称は、依然としてこれまでの中国の慣習や伝統や法律などに影響されたものとなっている。日本で総勘定元帳とされた諸科目が中国では補助元帳の科目に包括されるケースも数多くあり、また中国で商品売買について設けた3つの勘定も日本の「三分法」と相違している。特に日中の損益計算書では、いずれも3つの区分に分けられ、一見すると対応しているように見えるが、その取り扱いはかなり異なるものとなっている。中国の「営業利益」が日本の「経常利益」に、中国の「利益総額」が日本の「税引

前当期純利益」に、中国の「営業外収入・営業外支出」が日本の「特別利益・特別損失」にそれぞれ相当しているなどが指摘された。日本のような「売上総利益」と「営業利益」の区分表示は中国の損益計算書にはない。簿記会計知識をもった日本人にとって中国の財務諸表を読みとるためには、中国の勘定科目分類と損益計算書の構造を知らなければならぬことが説明された。また、研究会を通して日中の簿記会計教科書の内容に関する情報交換を行った。

2月19日に行われた研究会では、日中会計教育の向上に向けた課題と今後の展望を巡って議論した。中国では会計専攻が日本のように経済学部、経営学部、商学部といったような学部に含まれる場合もあるが、財務管理などの専攻と併せて会計学部を設置する場合も数多くある。修士課程では全日制教育のほかに、在職中の会計職業人を募集対象とするMPAcc. (Master of Professional Accounting) 教育もある。特に2001年に中国がWTOに加入してから、中国会計教育の規模が急速に拡大されるとともに、大学院レベルの会計教育の割合も大幅に上昇してきた。

現在、中国会計教育が抱えている大きな問題として、次の2点があげられる。

(1) 科目設置と教育方式に問題がある。1990年代には会計専攻科目が全科目の6割を占め、単なる経理人の養成教育であった。このような経理技能教育から総合能力素質教育へ変更するために、今は専攻科目を全科目の3割程度に抑え、経済・経営・ITなどの科目を増やした。ところが、教養的な科目を増やし専攻科目の授業時間を圧縮する方法は必ずしも良い結果は得られない。そこに、例えば、学生の問題発見能力、問題解決能力、表現能力などの素質を養成するには、会計実務の見学、案例分析、レポート作成、研究会などの方式を利用すれば、一部分解決できると考えられよう。

(2) 実務面の教育が足りない。会計実践教育が以前から提唱されたが、教員の多くは会計実務の経験がなく、実務に携わる機会も少ないことから、中国の大学では演習の教育方式がほとんど実施されていない。大学生が先生の講義を聞く一方で、先生の指導下での実践的かつ自主的なケース学習が行われていないなどの課題が存在している。

(特記事項) 本学との学術協定(学部間・研究所等間を含む)の締結または既存協定の維持・強化に資する活動を行った場合は、下記にその内容を記載してください。